



2020年3月30日
株式会社日立製作所
執行役社長兼 CEO 東原 敏昭
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

外国人役員への譲渡制限付株式報酬ユニット制度の導入に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、日立または当社)は、本日開催の報酬委員会において、日立の外国人の執行役および理事(執行役に準ずる幹部層)に対して、譲渡制限付株式報酬ユニット制度(以下、本制度)を導入することを決定しました。

1. 本制度の導入の目的

日立は、在任時からの株式保有を通じて経営陣による株主との価値共有を一層高めることにより、中長期視点に基づく経営を推進し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的として、日本人の執行役および理事に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、かかる取り組みのさらなる推進のため、2020年度より、外国人の執行役および理事(以下、対象者)に対して、本制度を導入します。

2. 本制度の概要

本制度は、対象者に対して、当社が対象者毎に予め定める数の当社普通株式(以下、本交付株式)に相当する譲渡制限付株式報酬ユニット(以下、RSU)を付与し、付与後3事業年度に亘り、3分の1ずつ権利確定するRSUに対して、各事業年度終了後、本交付株式または現金を交付する制度です。

本交付株式の交付について、当社は、各事業年度終了後、対象者に対して金銭報酬債権を付与し、対象者は、当該金銭報酬債権を現物出資することで本交付株式の発行または処分を受けます。

対象者が任期満了、死亡、その他当社の報酬委員会が認める正当な理由により退任する場合は、対象者に付与されたRSUのうち、付与から当該退任した時点までに相当する分の本交付株式または現金のみが交付されます。

■お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部
〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
[報道関係] 03-5208-9324 (直通)
[IR関係] 03-5208-9323 (直通)

以上